

## ◆新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険料の減免について◆

～新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した方へ～

### 【保険料減免対象者】

次の要件に該当する方は、申請により保険料が減免となります。

1. 保険料が全額免除となる場合  
新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った第1号被保険者
2. 保険料の一部が免除となる場合  
新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入の減少が見込まれ、次の①②のどちらも満たす第1号被保険者
  - ①事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額）が令和3年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること。
  - ②減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の令和3年所得の合計額が400万円以下であること。

### 【保険料減免額の算定方法】

#### ○対象者1に該当する場合

全額免除

#### ○対象者2に該当する場合

対象保険料額（ $A \times B / C$ ）に減免の割合（D）を乗じた金額

A：第1号被保険者の保険料額

B：第1号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等に係る令和3年の所得額

C：第1号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の令和3年の合計所得金額

D：減免又は免除の割合

令和3年の合計所得金額	減免の割合
210万円以下であるとき	全部
210万円を超えるとき	10分の8

## 【必要書類】

### ○対象者1に該当する場合

- (1) 減免申請書
- (2) 申請者の本人確認書類
- (3) 印鑑
- (4) 診断書又は重篤な傷病を負ったことが確認できるもの

### ○対象者2に該当する場合

- (1) 減免申請書
- (2) 申請者の本人確認書類
- (3) 印鑑
- (4) 事業内容が分かるもの（登記簿謄本の写など）
- (5) 世帯の主たる生計維持者の収入状況が確認できるもの（給与明細書、確定申告書、源泉徴収票の写など）

## 【問い合わせ】

健康づくり課 介護保険係

 54-5550